

平成30年度 第1回愛知県教科用図書選定審議会 会議録(概要)

平成30年4月23日(月)

午後2時開始～午後3時15分終了

愛知県庁西庁舎9階 教育委員会室

1 出席委員氏名

1号委員	佐藤 益江	中村 則夫	森 久晃	内田 令子	竹島 美江
	宮下 直和	橋本 玲子			
2号委員	深見 和博	尾崎 智	鬼頭 明美	山本 明子	渡辺 孝雄
	原田 憲一	藤本 一人			
3号委員	高瀬 正一	小川 英彦	大原 榮子	伊藤 彰康	大木 美衣
	大澤 敬子				

2 欠席委員職氏名

なし

3 出席職員職氏名

愛知県教育委員会学習教育部長	柴田 悦己
義務教育課長	伊藤 克仁
特別支援教育課長	北島 淳
義務教育課主幹	伊藤 孝明
特別支援教育課主幹	畑中 丈彦
義務教育課課長補佐	西村 剛志
義務教育課課長補佐	吉田 祐示
義務教育課主査	山田 昌弘
義務教育課主査	加藤 広也
特別支援教育課主査	榊原 正意
義務教育課指導主事	杉浦 和明
特別支援教育課指導主事	片山 修

4 欠席職員職氏名

愛知県教育委員会特別支援教育課課長補佐	神本 聰
---------------------	------

5 会議に付した事項

- (1) 愛知県平成31年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準(案)について
- (2) 平成30年度愛知県教科用図書選定審議会調査員(案)について
- (3) 平成31年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書選定資料の調査研究にかかわる観点・着眼点(案)について
- (4) 平成31年度使用小学校教科用図書選定資料(「特別の教科 道徳」を除く)の

調査研究にかかわる観点・着眼点（案）について

6 議事の経過

(1) 協議

- ア 愛知県平成31年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準（案）について
・義務教育課長より説明

<質疑>

(渡辺委員)

採択基準（案）の基本的な方針の7に、「教科書の選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する本採択基準及び別に作成する教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること」とありますが、県として具体的にどのような取組を行っていくのでしょうか。

(高瀬会長)

では、事務局よろしくお願いします。

(義務教育課主査)

御質問にお答えします。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条では、県教育委員会は、採択権限を有する市町村教育委員会の行う「採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない」と示されております。したがって、本採択基準（案）のほか、教科書の調査研究にかかわる選定資料を作成し、これを参考に採択地区及び市町村教育委員会が十分な調査研究を行うことができるよう援助をまいります。

また、採択権者である市町村教育委員会が、公正かつ適正に採択事務を進めることができるよう、適宜、文部科学省から示される通知等を周知したり、不明な点等について文部科学省に確認を取りながら助言したりしております。さらには、教科用図書採択関係担当者会等の場で、「公正・公平な採択に向けたガイドライン」等も活用しながら助言を行ったり、情報交換や情報共有を図ったりしております。

(高瀬会長)

その他、よろしかったでしょうか。

それでは、愛知県平成31年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準（案）につきまして、ただ今の案のとおり答申してよろしいですか。

(全委員)

異議なし。

(高瀬会長)

御異議がないようでございますので、原案のとおり可決しました。

イ 平成30年度愛知県教科用図書選定審議会調査員（案）について

・義務教育課長及び特別支援教育課長より説明

<質疑>

（宮下委員）

調査員は、各教科に造詣の深い教員によって構成すると説明がありましたが、どのような方が選出されるのでしょうか。また、中学校「特別の教科 道徳」の調査員については、昨年度の小学校の調査員と同様の数と思われませんが、この人数は妥当でしょうか。

（義務教育課長）

御質問にお答えします。調査員につきましては、優れた研究や実践を進めるなど、各教科において専門性や高い見識をもっている方を、県内各地区から御推薦いただき、お願いをしております。なお、調査員推薦に当たっては、教科書採択に直接利害関係を有することや特定の教科書発行者と関係を有することがない旨を、本人や所属長に確認をしております。

また、中学校「特別の教科 道徳」につきましては、今回が初めての採択となります。教科書数につきましては、昨年度の小学校と同数の8者の教科書があります。

小学校と同様の人数としたのは、やはり初めての採択ということで十分に調査研究を進めていく必要があると考えたからであります。また、本課でも昨年度の小学校の調査研究の方法について検討し、適当であったと判断しており、お示した人数が適正であると考えております。

（高瀬会長）

その他、質問はございますか。

（尾崎委員）

小学校調査員の表で、教科を示す欄に「保健」と表記されておりますが、教科としては「体育」になります。この表記について、「保健」、「体育」、どちらが適切でしょうか。

（義務教育課長）

教科書目録の種目には、「保健」と示されておりますので、そのように表記させていただきました。表中の教科という表記の仕方については検討させていただきます。

（高瀬会長）

その他、質問はございますか。

（竹島委員）

特別支援学校の調査員は36名の構成となっていますが、これらの調査員はどのような調査研究を行うのでしょうか。

(特別支援教育課長)

調査研究につきましては、「愛知県教科用図書選定審議会規則」第4条の規定に基づきまして、愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会、特別支援学校の職員36名からなる調査員により、2日間にわたり、調査研究会を実施してまいります。

調査研究に当たって基になるものが、文部科学省から示される一般図書一覧でございます。そこには主に絵本、図鑑等が示されております。一般図書とは、検定教科書や文部科学省著作教科書である視覚障害者用教科書・聴覚障害者用教科書・知的障害者用教科書による学習が適さない場合、対象となる児童生徒に最もふさわしい内容の絵本等を教科書として使用するものです。

この一般図書一覧につきましては、文部科学省として、教科用図書の適、不適の判断が加えられているものではございませんので、調査研究をし、教科用図書としての選定が必要となります。

調査研究の観点としましては、「教育の目的及び教科の目標に照らして適切であるか」、「表記、表現及び造本は適切であるか」、「どの教科のどの範囲、どの程度の指導に適切であるか」でございます。これらの観点に基づいて、一般図書について調査研究を行い、愛知県の一般図書一覧としてまとめてまいります。

(高瀬会長)

その他は、よろしかったでしょうか。

それでは、(2)平成30年度愛知県教科用図書選定審議会調査員(案)につきまして、事務局の提案のとおりとしてよろしいですか。

(全委員)

異議なし。

(高瀬会長)

御異議がないようですので、提案のとおり可決しました。

ウ 平成31年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書選定資料の調査研究にかかわる観点・着眼点(案)について
・義務教育課長より説明

<質疑>

(佐藤委員)

「特別の教科 道徳」の選定資料の調査研究にかかわる観点・着眼点について、昨年度の小学校の選定資料の作成を踏まえ、変更した点や改善点はあるのでしょうか。

(義務教育課主査)

基本的には、小学校と同じ内容となっております。

観点・着眼点につきましては、昨年度、小学校の選定資料作成に当たり、中学校も見据えて十分に検討したものであります。そして、昨年度は、これらの観点・着眼点に基づき、教科書の見本本や教科書発行者の編修趣意書と照らし合わせながら、小学校の選定資料の作成作業を適切に進めることができたと考えております。したがって、今年度も同様の観点・着眼点で、進めてまいりたいと考えております。

(高瀬会長)

その他、いかがでしょうか。

それでは、平成31年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書選定資料の調査研究にかかわる観点・着眼点(案)について事務局の提案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(高瀬会長)

御異議がないようですので、提案のとおり可決しました。

- エ 平成31年度使用小学校教科用図書選定資料(「特別の教科 道徳」を除く)の調査研究にかかわる観点・着眼点(案)について
・義務教育課長より説明

<質疑>

(藤本委員)

小学校教科用図書の選定資料の観点・着眼点については、前回の内容と大きく変わっていないとの説明でありました。文部科学省の通知では、「綿密な調査研究」という点が示されておりますが、前回と同様の観点・着眼点とした考え方について、もう少し御説明いただきたいと思っております。

(義務教育課主査)

今回、採択の対象となる教科書は平成29年度検定において新たな申請がなかったため、平成26年度の採択替えのときと同じ教科書になります。文部科学省の平成30年3月30日付け「平成31年度使用教科書の採択事務処理について(通知)」の中で「例年通り、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に行われることが必要となるが、その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること」と示されております。

本県の平成26年度の選定資料につきましては、その段階で綿密な調査研究を行った

上で作成されたものであり、十分に活用できるものであると考えております。これを踏まえ、前回の選定資料を参考に観点・着眼点を設定し、作成したいと考えておりますが、4年という時間の流れもありますので、調査員の皆様には改めて調査研究を行っていただき、選定資料を作成してまいりたいと考えております。

(高瀬会長)

他にいかがでしょうか。

それでは、平成31年度使用小学校教科用図書選定資料（「特別の教科 道徳」を除く）の調査研究にかかわる観点・着眼点（案）について事務局の提案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(高瀬会長)

御異議がないようですので、提案のとおり可決しました。

(2) 報告

ア 平成30年度教科用図書採択関係日程について

イ 教科書センターの開設について

・義務教育課担当より説明

<質疑>

(中村委員)

教科書採択は、学校現場、保護者、県民の方にとって関心の高いものであると思います。

義務教育課では9月上旬にWebページで、採択結果とともに選定審議会の名簿や会議録、選定資料を公表するとのことですが、市町村教育委員会が公表を行う場合、どのようなものを公表するのでしょうか。

(義務教育課主査)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第15条では、教科書を採択したときは、採択教科書の種類や採択理由等を公表するよう努めることが示されております。また、同法施行規則において、研究のために資料を作成したときにはその研究資料が、採択地区協議会の議事録を作成したときにはその議事録が、公表すべき事項として掲げられております。

なお、文部科学省の平成30年3月30日付け「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」の中でも、教科書採択に関する情報の公表について、採択権者は採択に関する説明責任を果たすことが求められており、引き続き市町村教育委員会に対し、積極的に公表するよう指導、助言していきたいと考えております。

(高瀬会長)

あとは、よろしかったでしょうか。

それでは、本日の議事は以上で終了いたします。

議事運営に御協力いただきましてありがとうございました。